

建設工事書類スリム化の手引き

令和6年2月

南島原市総務部管財契約課

はじめに

建設業においては、働き方改革関連法の改正に伴う残業時間の上限規制や週休2日の普及など、これまでの働き方を大きく変えていく必要があります。

一方で、現場では工事書類の多さが受注者の大きな負担となっており、恒常化する残業の一因となっています。

今後も少子高齢化が続き、建設業の担い手の減少が予想される中、建設人材を確保するためにも、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査の合理化を図る必要があります。

そのため今回、長崎県および他自治体の事例を参考にして、「建設工事書類スリム化の手引き」を策定しました。

本手引きを活用し、受発注者双方が、工事書類の簡素化に向け、積極的に取り組むようお願いいたします。

※簡素化は、今後とも継続して取り組んでいくこととしており、本手引きについても、随時、見直しを図っていきます。

※工事書類の簡素化により、工事目的物の品質の低下、安全対策の不徹底を招くことがないように、建設工事に伴う関係法令、仕様書の規定を遵守のうえ、適正に施工し管理してください。

対象工事

南島原市が発注する工事を対象とします。

簡素化の原則

発注者は、仕様書等で提出を求められていない書類の提出を求めない。
受注者は、仕様書等で提出を求められていない書類は提出しない。
発注者は、仕様書等で提出を求められていない書類は受理しない。

簡素化のポイント

『施工計画時点でしっかり協議』

当初、施工計画書作成時に管理基準等についてしっかり協議して、必要以上の管理等を行わずに済むようにしましょう。

『事前協議により、作成する工事書類の明確化を』

「建設工事書類スリム化の手引き」「南島原市発注建設工事完成図書作成の手引き」「工事提出書類等一覧表」を使い、不要な書類を作成しないようにしましょう。

『協議や報告の書類は、必要最小限かつ簡潔に』

工事施工において必要となる協議書類は、必要最低限とするように受発注者間双方で意識し進めましょう。

1. 施工計画書 ①

【市独自】

当初設計金額1500万円未満の災害復旧工事は、施工計画書の一部を省略することができる。

赤字の項目のみ記載

目次
1. 工事概要
2. 計画工程表
3. 現場組織表
4. 安全管理
5. 指定機械
6. 主要資材
7. 施工方法 ※1
8. 施工管理計画
9. 緊急時の体制
10. 交通管理 ※2
11. 環境対策
12. 現場の就業時間
13. 再生資源の利用の促進 と建設副産物の適正処理方法

【設計図書表紙】

令和〇年度	設計図書
工事番号	〇〇〇第〇号
工事名	〇〇〇〇〇〇工事
工事場所	南島原市 〇〇町 〇〇
	南島原市 〇〇部 〇〇課

※対象工事については設計図書の表紙に【施工計画書簡素化対象工事】を明記しています。

(説明)

長崎県建設工事共通仕様書 1-1-6-1「維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。」については、1500万円未満の災害復旧工事を対象工事とします。

ただし、今回の省略はあくまで施工計画書における記載や添付を省略したものであるため、当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に工事を実施してください。

※1 施工方法については、共通仕様書に基づくものであれば省略できる。ただし、特殊なものは省略できない。
※2 一般道路での工事以外は省略できる。

1. 施工計画書 ②

工期や数量だけの軽微な変更等で、施工計画書に大きく影響しない場合には、変更施工計画書は提出不要とする。

〇〇工事変更施工計画書

令和〇〇年〇〇月

〇〇建設(株)

承認	確認	作製

(説明)

【提出不要な事例】

- ・ 工期末の精算変更のみ
- ・ 施工方法の変更を伴わない数量の増減
- ・ 1カ月以内の工期延長のみ
- ・ 現場代理人等の変更のみ

※変更施工計画書を提出する場合は、その変更する箇所のページのみ提出してください。また、工事完成時の最終版の施工計画書一式の提出は不要です。

2

1. 施工計画書 ③

施工計画書に監理技術者や作業主任者等の資格者証、雇用を証明する書類の添付は不要とする。



(説明)

技術者の資格・雇用証明の写しは現場代理人等決定通知書に添付してあるので不要です。また、作業主任者等の資格の写しも提出義務がないので必要ありませんが、作業主任者一覧表の作成は必要です。

3

1. 施工計画書 ④

【市独自】

工事概要の工事内容については別途作成は不要とし、数量総括表（建築工事の場合は直接工事費細目別内訳）の写しを使用してもよい。

工事区分	工種	種別	細別	数量	摘要
道路改良	土工		式	1	
	基礎工	既設	鋼管杭打設	23	
	擁壁工	1号	擁壁	40	
		2号	擁壁	25	
			ブロック積	700	
路盤工	下層路盤			700	
	上層路盤			700	
舗装工	舗装			700	
仮設工				1	

作成不要

土木工事…数量総括表

工種	種別	数量	単位	備考
掘削	掘削	10	m ³	
基礎	基礎	23	m	
擁壁	擁壁	65	m	
路盤	路盤	1400	m ²	
舗装	舗装	1400	m ²	

建築工事…直接工事費 細目別内訳

細目	数量	単位	金額	備考
掘削	10	m ³	1,900	
基礎	23	m	1,500	
擁壁	65	m	700	
路盤	1400	m ²	200	
舗装	1400	m ²	1,900	

添付

1. 施工計画書 ⑤

【市独自】

指定機械は設計図書で指定されている機械のみ記載するので使用機械の記載は不要とする。

【使用機械】

機械名	数量	台数	使用工種	摘要
ダンプトラック	10 t	3	掘削工	
タンバ	60~80kg	1	路体盛土工	

【指定機械】

機械名	数量	台数	使用工種	摘要
オールケーシング掘削機	クローラ式1200mm	1	基礎杭打設	排出ガス対策型
バックホウ	0.45m ³	2	掘削工	排出ガス対策型
油圧式パイプロハンマー	220PS	1	矢板打設	排出ガス対策型

(説明)

指定機械とは、設計図書で使用することを指定されている機械です。代表的な指定機械としては、長崎県建設工事共通仕様書1-1-37-6 表1-3・表1-4に排出ガス対策型建設機械を使用するよう指定されているので該当する機械のみ記載してください。

※使用機械については、施工方法に記載してください。

表1-3

機種	備考
一般工用建設機械	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
バックホウ（ベースマシン含む）	ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・トラクタショベル（車輪式）	
・ブルドーザー	
・発電機（可搬式）	
・空気圧縮機（可搬式）	
・油圧ユニット	
（以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）	
・油圧ハンマ	
・パイプロハンマ	
・油圧式鋼管圧入・引抜機	
・油圧式杭圧入・引抜機	
・アースオーガ	
・オールケーシング掘削機	
・リバースサーキュレーションドリル	
・アースドリル	
・地下連続壁施工機	
・全回転型オールケーシング掘削機	
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
・ホイールクレーン	

長崎県建設工事共通仕様書

1-1-37-6 表1-3・表1-4

表1-4

機種	備考
トンネル工用建設機械	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
バックホウ（ベースマシン含む）	ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・トラクタショベル	
・大型ブレイカ	
・コンクリート吹付機	
・ドリルジャンボ	
・ダンプトラック	
・トラックミキサー	

1. 施工計画書 ⑥

【市独自】

建築工事の工種別施工計画書においては、当該工種の直接工事費 100 万円以下のものは監督職員の承諾を受ければ提出を省略することができる。

(例) ○○新築工事 内訳書

名称	数量	単位	金額	工種別施工計画書
直接仮設	1	式	600,000	協議より省略可能
基礎	1	式	1,200,000	提出
木工	1	式	5,000,000	提出
屋根及びとい	1	式	1,100,000	提出
左官	1	式	100,000	協議より省略可能
建具	1	式	2,000,000	提出
防水	1	式	400,000	協議より省略可能
塗装	1	式	300,000	協議より省略可能
内装	1	式	200,000	協議より省略可能
ユニット	1	式	400,000	協議より省略可能
電気設備工事	1	式	700,000	協議より省略可能
機械設備工事	1	式	1,300,000	提出
計			13,300,000	

(説明)

「施工計画書作成の手引き (建築工事編) 長崎県土木部建築課」

3 - 3 工種別施工計画書作成の留意点

②工種別施工計画書は全ての工種で必要ではなく、当該工事の主要工事と考えられる工種のみ作成してもよい。

※あらかじめ総合施工計画書に提出予定の工種別施工計画書を明記し、監督職員の承諾を受けてください。

2. 出来形、品質管理 ①

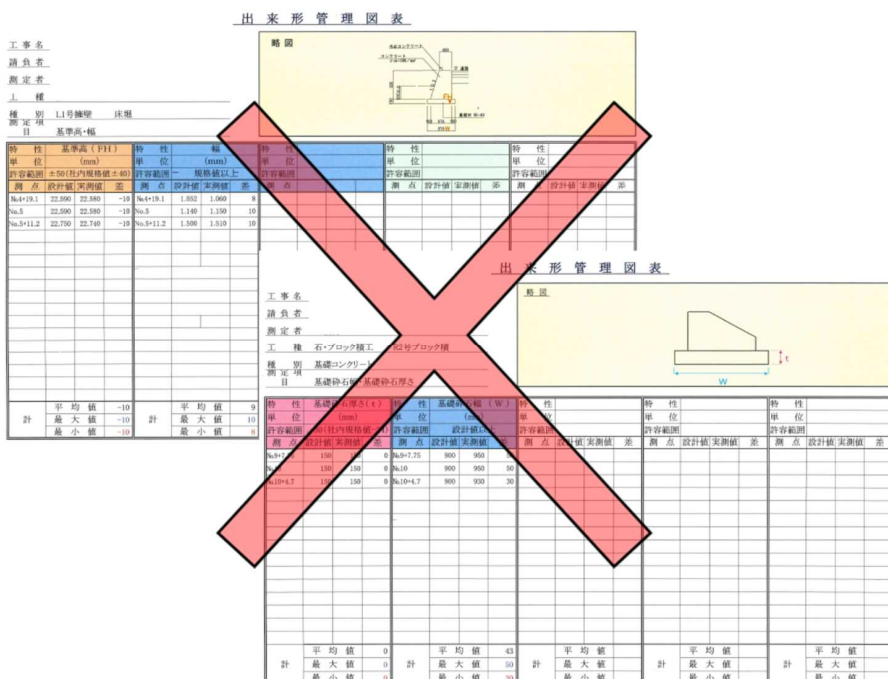
【市独自】

作業土工、敷モルタルについては出来形管理図表の作成は不要とする。また、基礎砕石、均しコンについては出来形管理図表の作成は省略することができる。

(説明)

作業土工、敷モルタルは出来形管理基準にないので出来形管理図の作成は不要ですが、写真は土質、仕上がり面の平坦性、寸法を確認するため写真管理は行ってください。

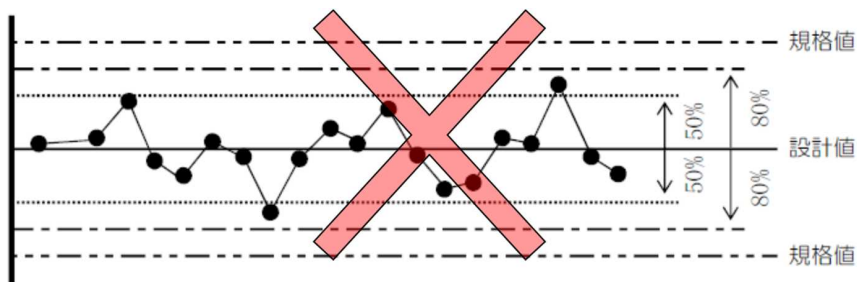
基礎砕石、均しコンは出来形管理基準にありますが、精度の高い管理が求められるものではないので、出来形管理図の作成は省略することができます。ただし、写真管理は行ってください。



2. 出来形、品質管理 ②

工程能力図(10点未満)、ヒストグラムは作成不要とする。

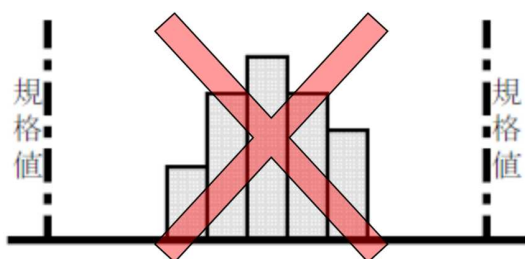
【工程能力図】



(説明)

10点未満の工程能力図及びヒストグラムは、品質や出来形管理図表と内容が重複するため、作成は不要です。

【ヒストグラム】



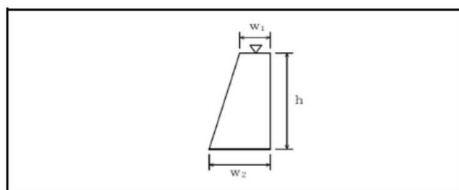
2. 出来形、品質管理 ③

【市独自】

出来形管理図の参考様式を作成しましたので活用してください。

出来形管理図表

工業名
 受注者
 発注者
 工種
 種別
 測定箇所 ~



(説明)

出来形管理図表の参考様式をホームページに掲載していますので活用してください。

なお、掲載している工種は「擁壁工」「石・ブロック積工」「排水構造物工」「舗装工」です。

出来形管理図表は管理すべき項目、規格値まで記載していますので、設計値、実測値を入力するだけの様式にしています。

種別	N1号擁壁											
	基準値 W1				基準値 W2				測定箇所			
	設計値	上照値(+)	下照値(-)	規格値	設計値	上照値(+)	下照値(-)	規格値	測定箇所	設計値	上照値(+)	下照値(-)
単位	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm
測定箇所	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1	NO.1
設計値	400	400	400	400	1100	1100	1100	1100	1300	1300	1300	1300

※黄色塗りしている箇所に入力してください。

4. 写真管理 ③

【市独自】

建設副産物処理の写真管理は種類ごとに積み込み完了した運搬車とステッカーが分かる写真のみ添付し、運搬状況や処分場の看板等の写真は不要とする。



(説明)

建設副産物については残土証明書、マニフェストで確認できるので運搬状況、処分場看板、排出状況の写真は不要です。

ただし、過積載防止対策等を確認するため車番・表示・積み込み状況がわかる写真は必要です。

12

4. 写真管理 ④

写真管理基準以上の撮影頻度については提出不要とする。

【写真削減事例（施工状況）】



施工が仕様書や施工計画書どおり行われていることが確認できる写真で重複となっている写真の削減

(説明)

施工状況写真、出来形管理写真等の工事写真については、写真管理基準以上の撮影頻度の写真については提出不要です。

削減可能

削減可能

代表写真

13

7. 安全管理

【市独自】

朝礼、KY活動、新規入場者教育等は記録簿を確認しますので写真撮影は不要とする。



安全管理
危険予知活動実施状況

(説明)

写真管理基準の安全管理項目で撮影するのは標識類、保安施設、交通整理、安全訓練のみなので、朝礼、KY活動、新規入場者教育等は記録簿で実施状況を確認します。

安全日誌、会議録、資料等

※安全訓練については活動状況の写真が必要です。



16

8. その他 ①

工事打合せ簿は電子メールにて行うことができます。

工事打合せ簿の取り交わし方法【受注者が発議の場合(例)】

受注者	発注者
①押印した工事打合せ簿(発注者用・受注者用)、図面等の添付書類をPDF形式でデータ化する。 ②作成したデータを発注者へメールで送信する。 ⑤受信した受注者用の工事打合せ簿を保管する。	③受信した工事打合せ簿、添付書類を印刷して決裁をとる。 ④主任監督員が押印した受注者用の工事打合せ簿をPDF形式でデータ化し、メールを送信する。 ⑤発注者用の工事打合せ簿を保管する。

(説明)

手続きの効率化を図るために積極的に活用してください。

※電子メールでの取り交わしを可とするか否かは、発注者と受注者間で協議して決定してください。

17

8. その他 ②

県内産資材を使用しない理由書には、説明資料が必要な製品以外は記載不要です。

長崎県内産資材を使用しない理由書
(当初) 令和 年 月 日

様

商号又は
名称 _____

営業所名 _____

代表者名 _____

所在地 _____

発注番号 _____

工事番号 _____

工事名 _____

工事場所 _____

請負金額 _____

製品 品目	製品名	理由
0106	コンクリート二次製品 L型擁壁	該当する資材が、県内生産品には存在しない
0106	コンクリート二次製品 ボックスカルバート	該当する資材が、県内生産品には存在しない
0110	改良土 Fe石灰	該当する資材が、県内生産品には存在しない
0205	上下水道用材 塩ビ管	該当する資材が、県内生産品には存在しない
0505	空調機器 エアコン	該当する資材が、県内生産品には存在しない
0405	照明器具 ダウンライト	該当する資材が、県内生産品には存在しない

説明資料が必要な資材のみ記載する。

(説明)

令和3年2月19日付け
2建企第590号「長崎県
内産資材及び長崎県内下請
企業の優先使用に関する運
用の一部改正について」
(県HP)

※該当する資材が県内に存在していない場合の説明資料の要・不要については、別紙5のとおり提出してください。

【別紙5 抜粋】

セメント・コンクリート類		
セメント・石灰	※高伊セメント・F・石灰等 (ドライモルタルを含む)	不要
コンクリート混和剤	※A E剤・減水剤・無収縮剤・繊維補強材等	不要
生コンクリート	※レディーミクストコンクリート (早強・軽量・生モルタル含む)	要
コンクリート製品	※U字溝・枅・L型擁壁・ボックスカルバート・簡易浮橋・PC桁・コンクリートパイル・セメント瓦等	要 工事場所が松浦市鷹島町・福島町の場合 要 PC桁・コンクリートパイル・ALCパネル

18

📞 問い合わせ先

南島原市 総務部 管財契約課 検査班

TEL 0957-73-6626